

# 認定医制度申請症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス2018』

『歯周病患者における抗菌療法の指針（2010）（日本歯周病学会発行）』

『歯周病患者における再生治療のガイドライン（2012）（日本歯周病学会発行）』

『歯周病学用語集第3版（2019）（日本歯周病学会編）』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第2版2014（日本歯周病学会発行）』

『歯周治療の指針2015（日本歯周病学会発行）』

『歯周病と全身の健康（2016）（日本歯周病学会発行）』

に準じた用語を用いること

## 1 症例選択基準

- (1) 歯周疾患患者に対して基本的な歯周外科処置（フラップ手術等）を行った1例を提示する。
- (2) 中等度以上（歯周ポケット4mm以上の部位が30%以上、かつ6mm以上の歯周ポケットが3か所以上存在していること）の侵襲性歯周炎もしくは慢性歯周炎の症例。
- (3) メインテナンス時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在していること。  
※但し、(3)は令和2（2020）年4月1日より施行する。
- (4) 症例はメインテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）（歯周治療終了後6か月以上経過）まで進んでいること。
- (5) 厚生労働省未承認薬・材料・機械などを使用した症例は認めない。

## 2 資料作成基準

### (1) 初診時資料

- ① 口腔内写真：正面像，左右側面像，口蓋面像，舌側面像の5枚以上。歯肉，歯槽粘膜の状態が十分に判別できること。
- ② エックス線写真：全顎10枚法以上のデンタルエックス線写真（初診時に限り、解像度の高いものであればオルソパントモでも可）。  
前歯から臼歯部への移行部，最後臼歯の（第三大臼歯を除く）遠心の骨形態が把握できること。

### (2) 術中資料

- ① 歯周外科治療の術式が分かる術中写真を添付する。
- ② 治療内容を強調する部位については写真を添付する。

### (3) メインテナンスまたはSPT時資料（メインテナンス/SPT移行時から6か月以上経過した直近メインテナンス/SPT時のもの）

- ① 口腔内写真：正面像，左右側面像，口蓋面像，舌側面像の5枚以上で，歯肉，歯槽粘膜の状態が十分に判別できること。義歯適用症例は，義歯装着時と義歯脱着時の双方の口腔内写真を添えること。
- ② エックス線写真：全顎10枚法以上のデンタルエックス線写真（ただし，メインテナンス/SPT移行時から2年未満の症例については，メインテナンス/SPT移行時のエックス線写真，またはメインテナンス/SPT移行時から直近メインテナンス/SPT時の期間内に撮影されたエックス線写真を可とする）。

## 3 資料整理および貼付方法等

### (1) 口腔内写真はL版に紙焼きにする。

左右側は歯周ポケット検査表およびエックス線写真の左右と一致させる。

エックス線写真は全顎を一枚にして，原寸大以上の大きさに紙焼きする。

### (2) 口腔内写真およびデンタルエックス線写真は市販の加除式アルバム（約32×30cm）1冊に貼付する。表紙には自分の名を記すこと。

### (3) 口腔内写真およびデンタルエックス線写真は，見開きの左ページに初診時，右ページにメインテナンスまたはSPT時の写真を貼る。術中，あるいはそれ以外の写真はそのあとに貼付する。

### (4) すべての資料に資料採取日を記入すること。

## 4 送付方法

### (1) すべての症例の病歴および治療経過の記録用紙は日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式（様式1-7，トータル8枚，様式8症例報告書）に入力記載し，申請書類とともに角2（A4）サイズの封筒に入れ，表に自分の名前を記入する。

### (2) 「ゆうパック（書留）」または「宅配便」で各社の専用の袋を用いて送付すること

申請書類郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階（一財）口腔保健協会内 特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病認定医 係

日本歯周病学会認定医委員会 作成

（平成28年4月15日改正）

（平成30年 3月2日改正）

（平成30年8月31日改正）

## 認定医制度申請症例に関する電子媒体による資料提出について

認定医試験では、従来の紙媒体による書類の提出および写真アルバムによる症例資料の提出に加え、電子媒体による提出の受付を実施しております。奮って下記の要領で申請ください。

「申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」について、1, 2は同じです。3, 4については、下記の要領に従ってください。

### 3 提出資料について

#### (1) 症例資料

- ① 口腔内写真およびエックス線写真の提出には、「認定医症例提出用テンプレート」(ppt, pptx版)を用いること
- ② アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi以上の画素数でスキャンニングを行うこと
- ③ それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領で整理すること
- ④ 写真を組み込んだテンプレートを、「認定医症例. 申請者〇〇〇〇」としてフルネームで保存すること。さらにPDF版に変換したテンプレートも保存すること
- ⑤ 保存したPDF版のテンプレートをCD-Rにコピーし、紙媒体にプリントアウトすること

#### (2) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙

- ① 日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式(1~8)を入力記載すること
- ② 様式1~7は、記入後、必要箇所に捺印のうえ、スキャンニング、PDFデータ化し、それぞれのPDFファイルを「様式〇. 申請者〇〇〇〇」としてフルネームで保存すること
- ③ 様式8は、JSP-Chart ver4に提出症例1名分のデータを入力し、8-1検査データ表と8-2検査チャート表を印刷して提出する電子データでの提出の場合はWordファイル同様にPDFファイルを作成する8-1検査データ表と8-2検査チャート表をPDFファイル化して、ファイル名を「様式8-1申請者〇〇〇〇」「様式8-2申請者〇〇〇〇」として保存すること
- ④ ①および②を、上記3のPDF版のテンプレートと同じCD-Rにコピーし、紙媒体にプリントアウトすること

### 4 送付方法について

- (1) 上記CD-Rと紙媒体にプリントアウトした書類を、角2(A4)サイズのクッション封筒(エアプチ等の緩衝材入り)に入れ、表に自分の名前を記入すること
- (2) 「ゆうパック(書留)」または「宅配便」で送付すること(送付先は、「申請症例に関する資料の作成基準および送付方法」を参照)